

徳島市学校給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

令和3年度から学校給食調理業務の委託を実施するにあたり、安全・安心な学校給食を安定的に提供するため、「徳島市学校給食調理業務委託仕様書」に基づく企画の提案を受け、徳島市の選定基準により審査した上で優れた優先交渉権者を選定します。

提案しようとする者は、以下の事項を熟読した上で提案してください。

1 事業名

徳島市学校給食調理業務委託事業（以下「委託事業」という。）

2 履行場所

城西中学校、城東中学校及び南部中学校の3校（詳細は、別添「徳島市学校給食調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。）

3 委託業務内容

前記2の3校を一括とし、別添「仕様書」のとおり。

4 業務委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

5 提案限度額

委託事業に係る費用の上限は、196,000,000円（消費税及び地方税相当額を含まない。）とする。なお、この金額は、契約予定金額を示すものではない。

6 応募事業者の資格要件

本件プロポーザルに応募する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人格を有し、委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有しており、仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- (3) 学校給食（学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）の調理業務の受託実績を3年以上有し、現在も該当する施設での調理業務を行っている者であること。
- (4) 過去5年間に於いて、学校給食調理業務に関し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業停止処分を受ける等の重大な食品に係る事故を起こしたことがない者であること。
- (5) 過去1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 委託事業の遂行に際し、仕様書に定める業務責任者等の専門的な資格等がある従事者を専任職員として配置できるだけの人員を確保している者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 徳島市暴力団排除条例（令和元年徳島市条例第25号）第6条の規定に基づく措置等を受けていない者であること。
- (9) 徳島市の入札参加資格停止及び回避を受けていない者であること。
- (10) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している者であること。

- (11) 委託事業の実施にあたり、徳島市との連絡調整や打合せなどに、迅速かつ的確に対応できる者であること。
- (12) 委託事業の履行を保証するため、契約時に前各号の要件を満たす代行保証人を確保することができる者であること。

7 応募資格の確認

応募事業者の資格要件の確認は、参加表明書の提出日を基準とする。ただし、応募資格確認後から徳島市との契約締結までの間に6の資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

8 応募等のスケジュール

公募開始	令和2年10月 2日
説明会実施日	令和2年10月13日
施設見学会	令和2年10月14日
質問の受付期間	令和2年10月14日～10月20日
最終回答日	令和2年10月21日
参加表明書等の受付	令和2年10月22日～28日
1次審査結果発送日	令和2年10月30日
企画提案書等受付	令和2年11月 2日～11日
提案内容審査（プレゼンテーション等）	令和2年11月16日
2次審査結果通知予定日	令和2年12月 1日
契約締結	令和2年12月中
業務開始	令和3年 4月1日

※日程は都合により変更する場合があります。

9 公募要項等の公表

(1) 公表方法

公募要項等の資料は、令和2年10月2日（金）に徳島市教育委員会給食管理室のホームページにおいて公表する。

(2) 公表書類

- ① 徳島市学校給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項
- ② 公募型プロポーザル様式集
- ③ 徳島市学校給食調理業務委託仕様書
- ④ 徳島市給食調理場における衛生管理マニュアル
- ⑤ 徳島市学校給食調理作業マニュアル
- ⑥ 徳島市学校給食食物アレルギー対応マニュアル
- ⑦ 徳島市学校給食ノロウイルス対応マニュアル

10 公募要項等に関する説明会等

(1) 説明会

- ① 日時 令和2年10月13日(火)
受付 午後1時 開始 午後1時30分～
- ② 場所 徳島市役所11階1101会議室（徳島市幸町2丁目5番地）
- ③ 留意事項
ア 応募予定の事業者は参加すること。
イ 参加人数は、1事業者につき2名までとする。

(2) 施設見学会

- ① 予定日時 令和2年10月14日(水)午後2時～
- ② 集合場所 南部中学校に集合し、見学終了後城東中学校・城西中学校へ移動
- ③ 留意事項

ア 清潔な白衣、履物、マスクを用意し、施設見学実施日前3週間以内の検便検査結果票(細菌検査)を提出すること。

イ 参加者は2名までとし、車は乗り合わせて来ること。

- (3) 説明会及び施設見学会に参加希望する事業者は、10月9日(金)午後5時までに説明会等参加申込書(様式1)を持参(土曜、日曜及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日をいう。))を除く午前8時30分から午後5時までに行うものとする。以下同じ。)又は郵送若しくはFAXにより提出すること。郵送・FAXの場合は、同日までに到達したものに限り。なお、施設見学会については、必ず出欠を記載すること。

※提出先及びFAX番号 19に記載

11 公募要項等に関する質問の受付・回答

公募要項等に関する質問は、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに委託事業の実施に関する事項に限り、提案内容に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和2年10月14日(水)～10月20日(火)午後5時
- (2) 提出方法 質問書(様式2)を作成し、電子メールで提出すること。
メールアドレスは19に記載
- (3) 回答日 令和2年10月21日(水)
- (4) 回答方法 説明会等参加申込書を提出した全事業者に電子メールにて通知する。

12 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和2年10月22日(木)～10月28日(水)
- (2) 提出先 19に記載
- (3) 提出方法 持参により提出すること。それ以外の方法による提出は受け付けない。
- (4) 提出書類
 - ① 参加表明書(様式3)
 - ② 応募資格要件誓約書(様式4)
 - ③ 会社概要等(様式5)
 - ④ 添付書類
 - (ア) 会社の沿革及び組織がわかる書類(パンフレットでも可)
 - (イ) 商業登録簿謄本(履歴事項全部証明書。参加表明書の提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)
 - (ウ) 印鑑証明書(参加表明書の提出日前3ヶ月以内に発行されたもの)
 - (エ) 納税証明書(国税及び地方税についての納税証明書。参加表明書の提出日前1ヶ月以内に発行されたもの)
 - (オ) 学校給食受託実績を証することができる書類(委託契約書の写し等)

13 一次審査

一次審査は、前項の規定による提出があった書類等により、6の資格要件の確認を行う。審査結果については、提案者宛に、プロポーザル参加資格確認結果通知書を10月30日(金)までに発送する。

14 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 令和2年11月2日(月)～11月11日(水)
- (2) 提出先 19に記載
- (3) 提出方法

合格のプロポーザル参加資格確認結果通知書を受けた応募事業者は、次のア及びイに規定する書類を持参により提出すること。それ以外の提出方法は、受け付けない。

- ① 提案書（様式 6～11）
 - ② 見積書（様式 12）・経費内訳書（様式 13）・調理従事者等勤務体制表（任意の様式）
 - ③ 直近 3 期分の損益計算書、貸借対照表及びその他財務状況がわかる書類（A 4 判ファイルに編綴したもの）
- (4) 提出書類詳細
- ① 書類の書式等
別添「公募型プロポーザル様式集」によるものとする。なお、提案書には、「徳島市学校給食調理業務委託事業提案書」の題名で、A 4 判の表紙をつけるものとする。
 - ② 見積書等
ア 見積書は、委託期間における必要経費の全額を記載すること。内訳として、委託期間の各年度ごとの見積額も記載すること。
イ 仕様書及び提案書類に基づき、必要な経費を算出して作成すること。
ウ 経費内訳書は、各年度ごとに各学校ごとのものを作成すること。
エ 見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印（法務局が証明する印鑑）とする。
なお、支店などで応募する場合において印鑑登録がなされていない場合は、法務局が証明する本社の印鑑が押された委任状と印鑑証明書（写し可）を添付するものとする。
 - ③ 無効（失格）となる提出書類
ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ 虚偽の内容が記載されているもの
エ 履行不可能な内容が記載されているもの
オ 見積額が異常に少額であるなど、委託事業の適正な履行に支障があると判断されるもの
- (5) 提出部数
- 正本 1 部（提案書の表紙に事業所の住所、商号又は名称、代表者氏名を記載のうえ、代表者印を押印したもの）
- 副本 10 部（表紙は題名のみとし、提案書、見積書等において、提案者を判別できるような記載をマスキングするなど、判別できないようにすること。なお、財務状況がわかる書類については、マスキング等は不要）

15 選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により選定する。
- (2) 優先交渉権者の選定に係る審査は、選定委員会にて行う。
- (3) 審査は、見積書、提案書及び会社概要等による書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングにより実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、社名を伏せて行う。
- (4) 優先交渉権者は、選定委員会による採点で合計得点が最も高い事業者とする。
- (5) 優先交渉権者が複数存在する場合は、選定委員の多数決により選定する。
- (6) 選定結果は、応募者全員に通知する。
- (7) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。
- (8) 応募事業者が 1 社の場合でも審査を行い、17 の評点の合計点が満点の 6 割以上であれば、選定する。
- (9) 応募事業者が 1 社もない場合、又は、審査の結果、17 の評点の合計点が満点の 6 割以上の応募事業者がいなるときは、本選定を中止し、再募集する。

16 プレゼンテーション及びヒアリング審査

応募事業者の技術力や専門性等を審査するため、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

- (1) 日時 令和2年11月16日(月)の予定。応募事業者の数により変更する場合があります。
- (2) 場所 徳島市役所11階 1101会議室
徳島市幸町2丁目5番地
- (3) 内容 プレゼンテーション及びヒアリング
プレゼンテーション時間 20分 質疑時間 10分
- (4) 出席者 1事業者につき3名までとする。
- (5) 準備物
プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された書類のみとする。ただし、事前に提出された書類の内容について補足説明する場合に限り、それ以外の資料を用いることができる。また、パソコン、プロジェクター、スクリーン等の視聴覚機器を用いてプレゼンテーションを行うことも可能とする。プロジェクター及びスクリーンについては、事務局で準備(事前に連絡のあった場合に限る。)するが、パソコン、タブレット等を使用する場合は、各自準備すること。なお、補足説明のための資料を用いる場合においても、事業者を判別できないようにすること。
- (6) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番
審査の順番は、参加表明書の受付順とする。

17 評価基準

評価基準は、次に掲げる事項とする。

評価項目	評価視点	配点
①学校給食に対する基本的事項	安全・安心な給食を提供するための理念・方針はどうか。 食育推進の提案や学校との連携はどうか。	20
②給食調理業務受託実績	安定的、堅実な経営がされているか。 学校給食での受託実績があるか。	10
③業務実施体制	受託決定した場合の人員配置、採用計画、従事者定着のための方策、欠員時のサポート体制、委託業務開始までのスケジュールはどうか。	30
④衛生管理体制	衛生管理、健康管理、巡回・検査体制はどうか。HACCPに沿った対応はどうか。	30
⑤業務の円滑な運営及び食物アレルギー対応	給食運営の安定化の取組や業務の責任体制、作業工程及び作業動線図に妥当性があるか。 食物アレルギーの取組や事故防止策等が確立されているか。	30
⑥危機管理体制	事故発生時の対応及びその防止策、危機管理体制、独自マニュアル、独自チェック体制はどうか。	20
⑦従事者教育・労務管理	従事者に対する研修体制、育成方法はどうか。また、労務管理はどうか。	20
⑧地域貢献度	徳島市内に本社または支店等があるか。	10
⑨提案全般に対する評価	徳島市に対する独自提案はどうか。	10

⑩経費見積もり	①～⑨を踏まえた上で妥当な委託料となっているか。また、効率的な運営に関する企業努力はあるか。	20
合計		200

*合計200点を1人の持ち点とし、選定委員5人の合計1,000点満点で審査を行う。

18 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、参加表明書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

説明会、応募及びプレゼンテーションに必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 著作権

応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として応募事業者に帰属する。ただし、徳島市は、選定結果の公表等に必要の場合には、提案書類の内容を使用できるものとする。

(4) 提出書類の取扱い

徳島市が受理した書類については、理由に如何に関わらず返却をしない。

(5) 提出書類の変更

徳島市が受理した書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、受理後の内容変更は認めない。

(6) 資料の取扱い

徳島市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、徳島市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示する事を禁止する。

(7) 資料の追加提出

徳島市が追加で資料の提出を求めた場合には、速やかに応じること。

(8) 応募辞退

応募事業者が応募を辞退するときは、速やかに、辞退届（様式14）を提出すること。提出先は19に記載。

(9) その他

- ① 委託事業者決定後、応募事業者名を公表する。
- ② 選定結果等についての不服申立ては認めない。
- ③ 当該業務を請け負うこととなった事業者は、令和3年4月1日までに徳島市の指名競争入札参加者資格を取得すること。
- ④ 業務履行の開始前に業務に必要な準備は委託事業者の費用負担により行うこと。
- ⑤ 徳島市は、応募書類における個人情報について本件選定以外の目的のために使用しないものとする。

19 提出先・問い合わせ先

徳島市教育委員会給食管理室（徳島市役所11階）

〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地

担当：河野・中井・佐藤

☎：088-621-5416

Fax：088-624-2577

Mail:kyushoku_kanri@city-tokushima.i-tokushima.jp